

保険ネットワーク論の提唱

小 川 浩 昭

西南学院大学商学論集
第65巻 第4号 抜刷
2019 (平成31) 年 3 月 発行

保険ネットワーク論の提唱

小川 浩 昭

目 次

1. 問題意識
2. 保険団体論の栄枯盛衰
3. 保険団体とネットワーク
4. 保険ネットワーク論

1. 問題意識

人が生活していくために、様々なものが生み出されてきた。様々なものが生み出される生産活動において、労働は原始的な肉体的労働から、機械を使う労働へと高度化し、単純労働だけではとても作れないような巨大な、高度な機能を果たすものが生み出された。生産活動のために一定の生産関係が構築されるが、その生産関係の下で一定の生産力が確保される。こうした生産活動によって人々の生活が成り立つが、生産関係、生産力は、歴史的にみると、いくつかの時代区分が可能である。しかし、抽象的な、普遍的次元で考えると、共通する点として、人は一人では生活できず、人と人とのつながりによって生産関係が形成され、生産活動も生活も成り立っている。生産関係、生産活動、生活は様々な社会制度によって成り立っており、制度も人と人とのつながりで維持されている面がある。人と人とのつながりを「ネットワーク」とすれば、インターネットによってバーチャルな世界・仮想現実が登場したことで、現代ほど人と人とのつながり方、ネット

ワークが問題となっている社会はないのではないか。これは保険にも当てはまり、保険ならではのネットワーク問題が発生していると考え。そこで、「保険についてのネットワークについて考察する必要がある」というのが、出発点としての本稿の問題意識である。

「第4次産業革命」、「デジタル革命」など、「革命」という用語を使って社会の変化が語られることが多い世の中である。革命という用語を使用しなければならぬほど、社会が急激に変化しているということだろう。今進行している革命を何と表現するかは別として、IT (Information Technology、または、ICT、Information and Communication Technology) 技術の発達、普及が革命推進役＝革命家であることを否定する者はいないだろう。1990年代に既に「IT革命」という用語が登場し、生産活動、労働、生活、そして、社会が大きく変化し、「ネット社会」が到来した。近年その革命からさらにいくつものブレイクスルーが発生し、次元の異なる変化、さらなる革命が生じているのではないか。

IT技術は、社会の様々なところに入り込み、IT革命と異なる次元で社会の変革を進めている。あらゆるものがインターネットにつながるIoT (Internet of Things)、IoTで膨大なデータ＝ビッグデータが蓄積され、それをAI (Artificial Intelligence) で解析する。IoT×ビッグデータ×AIが社会を変革する基盤技術となり、「IT化の徹底」が進む。さらなる革命は、「IT化の徹底」により、「個別化」を可能とし、われわれの生活、仕事、そして、社会を大きく変革している。「個別化」とは、個々のニーズの把握とそのニーズに即した製品・サービスの提供のことであり、これまでの産業革命で実現した「大衆化」で大衆を相手にするということが可能となったが、それを維持したまま、その大衆一人一人に個別に対応できる「マスカスタマイゼーション」(mass customization) である(西村 [2016] pp.93-94)。大衆化は、画一的な製品・サービスを大量生産して、大衆消費社会となることによって実現した。換言すれば、一人一人のニーズに合致した財・サービスの提供を「質」の問題とすれば、大衆化は質の追及を放棄した画一的な製品・サービスの大量生産によって実現した。そ

れを相手の大衆はそのまま一人一人をカスタマイズするというのであるから、これまでの量と質の矛盾に対して質（の個別化）を無視して大衆化を実現したのに対して、量も質も追及するというのである。したがって、「これまでの不可能を可能にした」といえるほどの、正に、革命的变化である。この量と質の矛盾を超越する革命を起こしたのが、「マッチング」である。取引相手双方のニーズを充足するような結びつきを可能とする、消費者がほしい商品・サービスをみつけることができるようにするということである。買手と売手ないし需要と供給を結び付ける能力が飛躍的に上昇した。マッチングが可能となるのは、両者を結び付けるプラットフォームのおかげである。具体的には、スマートフォン（以下、「スマホ」とする）でプラットフォームを使って、取引を行う。プラットフォームが決定的に重要となるので、その提供者であるプラットフォーマーに力が集中することになる。

今年に入って新聞報道をみていて興味深いことの一つとして、GAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）、FANG（Facebook、Amazon、Netflix、Google）、FAANG（FANG+Apple）、FAAMG（Facebook、Amazon、Apple、Microsoft、Google）、MANT（Microsoft、Apple、Nvidia、Tesla）などと呼ばれる、急成長して時代の寵児となったIT企業に対して、これまで「巨大IT企業」といった「IT」という用語を使って報道することが多かったが、「プラットフォーマー」という用語が頻繁に使われるようになったことである。これらプラットフォーマーによる情報独占の弊害が目立ち、規制の動きが生じたことで、核心部分のプラットフォームが俄然注目されることになったということであろうか。

巨大IT企業の独占が大きく問題になってきているが、これらの企業が急成長する過程で様々な分野にスタートアップの企業が発生した。様々な事業分野（X）にIT化の徹底としてIT技術が入り込み、マスカスタマイゼーションを基盤にして、既存のサービスにないサービス、または、既存のサービス形態にない形態のサービスを提供するX-Techの現象が生じている（図表1参照）。金融の分野でも生じておりFinTech（Finance

Technology) と呼ばれる。保険の分野でも生じており、FinTechの一分野としてInsurTech (Insurance Technology) と呼ばれる。保険に関していえば、今やInsurTechの時代である。

図表 1. X-Techの現象

X (分野)	技 術	X-Tech
Insurance (保険)	Technology	InsurTech
Finance (金融)		FinTech
Education (教育)		EdTech
Medicine (医療)		MedTech
Advertisement (広告)		AdTech
Agriculture (農業)		AgriTech
Government (政府)		GovTech
Real Estate (不動産)		RETech
Sports (スポーツ)		SportsTech
Fashion (ファッション)		FashionTech
Music (音楽)		MusicTech
Clean (環境)		CleanTech
Food (食料)		FoodTech
Human Resource (人材)		HRTech
Healthcare (ヘルスケア)		HealthTech
Marketing (マーケティング)		MarTech
Legal (法律)		LegalTech

(出所) 筆者作成。

X-Techは社会のあらゆる分野を大きく変革しつつある革命の現象形態といえるが、その変革の人と人とのつながりにもたらす影響の大きさも、これまでの革新技術が人と人とのつながり、ひいては社会生活に与えた大きな影響に比べて、比類なき大きさである。それは、インターネットにつながる＝仮想現実につながるという点に象徴される。

われわれの生活がインターネットにつながり、大きく生活が変化してきた。インターネットにつながるとは、特定のデバイスを通じてインターネットにアクセスすることであり、1990年代のIT革命は、デバイスという点では、PC (Personal Computer、パソコン) の普及が革命的であった。作業、仕事がPCで個人化し、それがインターネットに結び付く道具＝デバイ

スとなって、作業、仕事のみならず取引・売買等様々なものがインターネットを利用できるPCを使って行われるようになり、PCで人々が簡単にインターネットにつながる「ネット社会」が到来した。様々なものがPCを基盤にパーソナルになっていった。家族の食事においてでさえ、家族団欒は消え、一人一人が別々に食事をとる「個食」といわれる現象も生じた。個食は一般的な現象とは言えないかもしれないし、パーソナルが行き過ぎた負の現象であるが、パーソナルが生活文化を侵食していることを示す一例だろう。「個別化」ならぬ「個人化」とでもいうべき現象か。

もっとも、当初はインターネットでやり取りできる情報もあまり多くなく、通信速度も遅かったが、ITの進化速度はドックイヤー、マウスイヤーなどと言われるように極めて速く、こうした面の進歩も急速に進み、進展を遂げた段階で、デバイスとして画期的なスマホが登場した。PCも持ち運び可能であるが、それでも身に着けるといのは困難である。これに対して、スマホは身に着けることが可能であり、人々はスマホを身に着けることで、常時スマホを通じてネットにつながることとなった。ネット化の徹底、IT化の徹底である。

スマホに様々な機能が追加され、アプリケーション（アプリ）によっていろいろなことができるようになり、スマホによってIT革命が、明らかに別次元に入ってきた。それは、あらゆるものがネットを通じて生み出されるかのようなメードイン・インターネットの社会であり、それはデバイスとして画期的なスマホにより実現した。したがって、メードイン・インターネットの社会は、メードイン・スマホの社会である。

PCからスマホへのデバイスの過渡期に、SNS（Social Networking Service）が普及し始めた。否、スマホの登場で普及したというべきか。いずれにしても、個人から大衆への情報発信が始まったが、当初は著名人、政治家、芸能人等の特別な人間の情報発信が優位であったが、特定の個人だけでなく、一般人が個人として情報発信できる時代となった。一般人がネットでの発言を通じて世の中に大きな影響を与える時代となり、「インフルエンサー」（influencer）という用語が登場した。これも、ネット化の

徹底、IT化の徹底の現象ならではの用語といえよう。

ビジネスについて言えば、PC時代の、1990年代のIT革命時代の電子商取引、その電子商取引に関わる宣伝等の情報のやり取りに対して、個人の情報発信である口コミ、インスタグラム等を使った写真や映像（付き）の情報等が、消費者が購入する際の重要な情報となってきた。また、こうした情報が、前述のとおりビッグデータとなり、各自の履歴として情報が分析され、各自に相応しい商品の広告が表示されるターゲティング広告、そして、デジタル・マーケティングとなって現れている。

ネット化の徹底、IT化の徹底は、プラットフォームを介して、遊休資産等を個人間で貸借、売買、交換することを可能とし、いわゆるシェアリングエコノミーの市場が登場した。IT化の徹底による「経済のシェア化」とできよう。前述のマスカスタマイゼーションで取り上げた大衆との関係では、供給者は遊休資産等を持つ個人であるから一般大衆がビジネスを行うことになるビジネスの大衆化をもたらす。IT技術の発展で需要も供給も大衆相手にマッチングを行う。

ところで、シェアリングエコノミーは、「モノ」に関していえば、必要な時だけの利用を可能とし、オンデマンド（on demand）の需要をカバーできるので、必要でない時の所有が無駄となる。そこで、所有者に自分が利用しない時間、つまり遊休資産状態にある所有物を供給（on supplyの供給）することを可能とし、需要とマッチすればシェアリングが成立する。車の一時利用が典型的な例である。シェアリングの対象は「モノ」以外に、「空間」、「スキル」、「移動」、「お金」が指摘され（シェアリングエコノミー検討会議 [2016] pp.1-2）、特にスキルのシェアでは、提供側が自分の空いている時間を活用してフリーランス的に受注するクラウドソーシングが広がりつつあるが、AIの進歩でホワイトカラーの労働がAIに取って代わられるとの予想とともに、働き方を含めて雇用に大きな影響を与える可能性がある（総務省 [2017] p.26）。いずれにしても、「モノ」でも「ヒト」（スキル）でも、必要となったときに発生する需要と供給する余裕のある時の供給をマッチングさせるというのがシェアリングエコノミー

の機能である。プラットフォームを介した時間に引き付けた需給の合致で遊休資産をなくすことで所有の効率化を達成し、不必要な時まで費用を支払う無駄を避ける。そのマッチングさせる相手は、従来の外部に専門性の高い業務を外注するアウトソーシングに対してネットを通じて社外の「不特定多数」（クラウド）に業務を外注するクラウドソーシングに象徴されるように、需要サイドも供給サイドも不特定多数（クラウド）である。ネット化の徹底、IT化の徹底で、需給をネット上にクラウドの時間に引き付けた需給として可視化し、マッチングさせて取引を成立させ、P2P（Peer to Peer、Person to Person）のネットワークが形成される。キーワードとして、「クラウド」、「P2P」が導かれる。

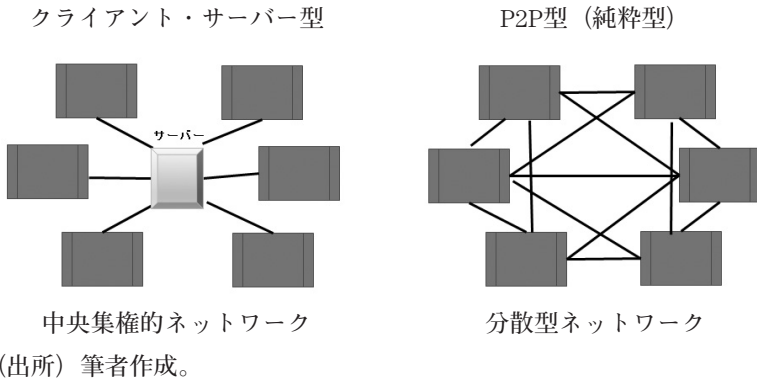
取引、売買、契約、これらを抽象的に「行動」という用語で括れば、あらゆる行動は行動する意思決定をすることでもあるが、意思決定をする際の判断材料として重要なのが、言うまでもなく、情報である。意思決定に重要な役割を果たす情報が、今やスマホに集中している。繰り返しになるが、この圧倒的なスマホの存在から、あらゆるものがスマホから生まれると言っても過言ではない、メードイン・スマホの時代になっている。

スマホにより、より手軽に発信も受信も、そして、このような情報のやり取りをより充実させるような機能が追加・進展し、また、より充実させるようなアプリが登場した。IT革命は単方向のマスメディアから双方向のネットワークメディアへと地球規模のメディア・ビッグバンを伴う生活革命であり（西垣 [2001] p.23）、公＝生産者側、私＝消費者側の境界を曖昧とし、人と人とを結ぶコミュニケーションの様式を変化させたが（同 p.10）、メードイン・スマホの時代は、SNSや各種の口コミにより、情報の受信者と発信者の垣根がなくなった。こうしてコミュニケーションの様式は、互いが情報の発信者でもあり、受信者でもある「相互性」の様式となった。単純化すれば、情報のやり取りが「お互い様の状態」という意味で人と人とが結び着くP2P（Person to Person）であり、ネット社会での人と人の結びつきは、スマホやPCを通じてネット上でそれらのデバイスがノード（node、節点）としてもつながるP2P（Peer to Peer）もみられるよ

うになってきた。典型的なマッチングは、買手と売手のような反対の立場に立つ者を結び付けて売買取引を成立させることであるから、マッチングの基本は反対の立場に立つ者同士が結び着くP2P (Person to Person) といえる。このマッチングがノードのマッチングによるのであればP2P (Peer to Peer) でもある。したがって、Peer to PeerはPerson to Personでもある。現代社会のネットワークについてのキーワードの一つはP2Pであろうが、P2Pは各種ネット取引等では理念的に描かれる世界という面がある。

そもそもP2P (Peer to Peer) は、複数の端末間で通信を行う際の通信方式のことである。図表2のとおり、従来の中央集権的なクライアント・サーバー型に対して分散型のネットワークを意味する。

図表2. ネットワークの形態



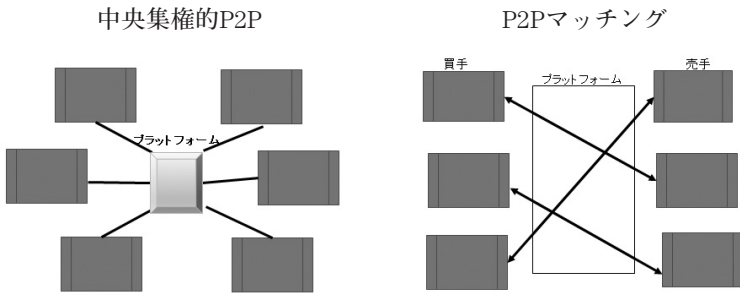
図表2のP2Pは、ビットコインの論文で一躍有名となりブロックチェーン技術の先駆者であるSatoshi Nakamotoの言う「純粹なP2P」 (purely P2P) (Nakamoto [2007]) であり、仲介者・管理者がないという点で「純粹」である。すなわち、各種ネット取引等に仲介者・管理者がないため余計な費用を排除できるということである。「純粹なP2P」は、前述の如く理念的に描かれる世界であろう。なぜならば、少なくとも一般の人々のネット利用を想定した通常のネット取引等では、プラットフォーマーが介

在するからである。

プラットフォームが行っているのは、ネット上にプラットフォームを提供し、そのプラットフォームを通じて様々なビジネスを展開するということである。当然そこに人と人の結びつき・P2P (Person to Person) が発生するが、プラットフォームを利用していることで、図表3のようなプラットフォームが提供するプラットフォームが仲介者として存在するネットワークが形成されている。

「中央集権的P2P」については、本来分散型であるP2Pに対して反対の中央集権としている点で矛盾するが、P2Pが分散型なのはプラットフォームを介して主体的に反対の立場に立つ者が結び着く点において分散型なのであり、プラットフォームをただの仲介装置と仮定しても、プラットフォームにアクセスが集中する点において中央集権的である。P2Pという場合、図表2の純粋なP2Pがイメージされるが、プラットフォームの存在を考慮して、実態は図表3のような中央集権的P2Pとなっていると理解すべきである。

図表3. プラットフォームを介したP2P



(出所) 筆者作成。

しかし、マッチングに着目して描けば、図表3の「P2Pマッチング」のように、買手、売手といった反対の立場に立つものがプラットフォームを通じてつながる（マッチングする）点が重要である。純粋P2Pと異なり、現状ではプラットフォームを介したP2Pとなっており、売買の指示や取引の

指示についても情報とすれば、情報はプラットフォームに集中するという点で中央集権的である。プラットフォーマーがプラットフォームを通じて取引を行う者に対して、仲介に徹し必ずしも主体的に取引を展開するわけではない場合も、プラットフォームに集中した情報がプラットフォーマーの収益源となっている。プラットフォームを通じたサービスの多くをプラットフォーマーは無料ないしは低価格にして利用しやすいものにしてるのは、情報を独占できるからであり、情報が対価といえる。しかし、2018年はGAFAなどによる情報独占が世界的に問題となり、欧州連合がGDPR（General Data Protection Regulation、一般データ保護規則）を施行したことは記憶に新しい。

IT技術の発展は、ネットワークを中央集権的なものから分散型のものにするが、様々な取引、サービスの現状は純粹なP2Pではなくプラットフォームを介したP2Pである。InsurTechでは、「P2P保険」という呼称の保険が登場しているが、図表3の取引の両当事者を結び付けるP2Pマッチングを考えると、そもそも保険にP2Pというのはあるのか疑問に思う。それは、保険での買手と売手の結びつきに相当するのは保険加入者と保険者の結びつきであるが、保険者は通常一人で、一人の保険者が多数の保険加入者と保険取引を行うことで保険のキャッシュフローが成立しているからである。こうした保険のキャッシュフローの成り立ち、そのキャッシュフローのための人と人の結びつきを考えると、P2Pマッチングのように考えることはできないのではないか。

この問題は、保険における人と人の結びつき、換言すれば、多くの論者がかつて保険の必須項目として指摘した「多数の経済主体の結合」によって形成される保険団体の問題ではないか。先に取り上げた図表2「クライアント・サーバー型」、図表3「中央集権的P2P」のネットワークは、保険団体もネットワークとしたときに類似し、保険におけるP2Pの議論に保険団体論が有益であると考えられる。「保険におけるP2P」は、P2Pという特定の限定された問題と捉えるのではなく、革命的な変化が進みつつある現代において、死語と化した「保険団体」を時代文脈として重要な「ネットワーク

問題」]として捉えるべきことを求めているのではないか。そこで、保険団体論を復活させ、保険におけるネットワークについて考察する必要があるというのが、時代文脈から来る問題意識である。

さて、ここで保険団体について確認しておこう。保険とは何であるかということを保険取引、保険制度、保険現象の3次元からみてみよう。図表4で、最も身近な次元からみるとそれは保険取引の次元となろう。買手と売手に相当する関係で保険加入者が保険者に購入代金に相当する保険料を支払う。交換として保険加入者が手にするのは具体的なものではなく、保険事故が発生したならば保険金というまとまった金を受け取れる権利である。保険料は必ず支払わなければならないが、保険金支払いには保険事故発生という条件が付いているので、保険金給付は条件付給付となる。この点を明示するために、図表4で保険金には括弧が付けられている。保険は一取引を眺めているだけでは全体像がみえず、同様の保険取引を一保険者が多数の保険加入者で行っていることが重要である。そのことによって保険は一つの制度として成立する。

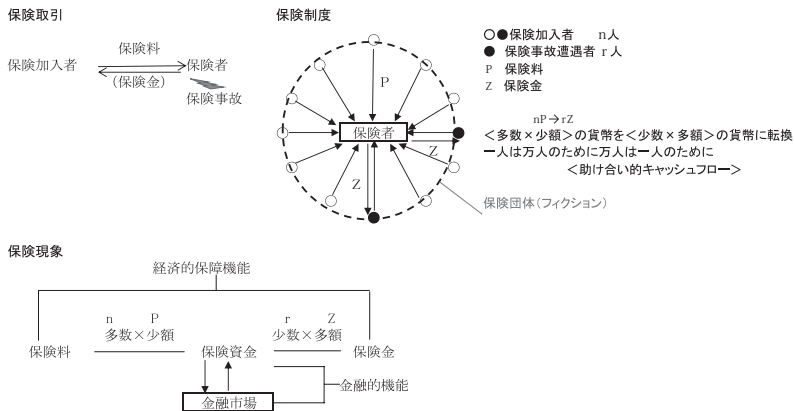
それでは、保険制度の次元でみてみよう。多数の保険取引を行うということで多数の保険加入者を n 人、保険料を P 、保険事故に遭遇した者を r 人、保険金を Z とすると nP の貨幣が集積されて rZ で給付される。通常、保険加入者数 n 人は保険事故遭遇者 r 人に比べて多数であり、保険料 P は保険金 Z に比べると比較的少額であるから、保険は<多数×少額>の貨幣 (nP) を<少数×多額>の貨幣 (rZ) に転換している。このキャッシュフローを形成しているのが保険制度といえる。保険事故遭遇者は、通常保険事故発生により経済的困難に直面している者、すなわち、困っている人であるから、保険のキャッシュフローは困っている人に皆から少しずつお金を集めて渡しているに等しいキャッシュフローである。すなわち、「一人は万人のために万人は一人のために」という「助け合いキャッシュフロー」である。保険を相互扶助制度とする見解「保険相互扶助制度論」がわが国では多いが、保険相互扶助制度論はこのキャッシュフローをみたま描写しているに過ぎない。この点において、天が動いているのを見て天動説を唱えるの

と変わらない。

このキャッシュフローが成り立つのは、保険者を中心に人々の集団が形成されるからである。これを「保険団体」という。保険を行うために保険加入者が意識して形成する集団ではなく、保険者が保険の運営・経営として多数の保険取引を行った結果として把握できるものであるから、保険団体はこの点において虚構である。図表4で保険団体を表す円を点線で描いているのは、保険加入者間の結びつきが実際にあるわけではなく、結びついているような働きでキャッシュフローが形成されていることを「保険団体」として説明するために、すなわち、実際には結びついていないが結びついているように見える虚構であることを示すためである。

キャッシュフローを保険現象の次元で眺めると、要するに nP で集めて rZ で流すことであるが、 nP で集めた保険料が直ちに rZ として支出されるわけではなく、一定のタイムラグがあること、実際には新しい保険取引が次々に行われること等を考慮すると、保険者の手元に常に資金が集積されることとなる。この資金が保険資金であり、保険者は保険資金を金融市場に投資運用する。ここに nP を rZ に転換することで本来保険に期待されている経

図表4. 保険取引・保険制度・保険現象



(出所) 筆者作成。

済的保障機能を果たしつつ、保険は付随的、派生的に金融的機能を果たす。経済的保障機能が保険の本来的・本質的機能であり、金融的機能が保険の付随的・派生的機能であり、両者が保険の二大機能である。保険は、助け合いキャッシュフローで二大機能を果たしつつ現象する。

ネットワークに引き付けると、保険団体が保険におけるネットワークを示すと言え、その形状は図表2のクライアント・サーバー型、図表3の中央集権的P2Pに類似する点に注意を喚起しておきたい。また、仮想現実によってバーチャルな人間関係・ネットワークが問題となるのに対して、保険団体はバーチャルならぬフィクション（虚構）である点でバーチャルな世界に親和的である。ここに、「保険とネットワーク」を論ずる際に、保険団体がキー概念になることが示唆される。そこで、バーチャルをフィクションで考察する必要があるのではないかというのが、現代の保険分析に対する問題意識である。

さらに、ネットワークについて保険にとって特別に重要な問題として、「ソーシャル」という用語に関わる問題がある。メードイン・スマホの時代は、人と人とのつながりもスマホに、ネットに依存することになる。これを象徴するのが「ソーシャル」（social、社会（の））である。今や社会はネット社会であり、ネットを通じて様々な人々とつながることを「ソーシャル」としている。「ソーシャル」、「社会」は保険にとって重要である。社会はわれわれの生活の土台ともいえるので普遍性を持った重要性を有し、それはあらゆる制度、学問においても重要である。このような一般論として、保険にとっても社会が重要であるとするのではなく、「社会保険」を取り上げるだけで、保険・保険学における「社会」の特別な重要性は明らかだろう。かつてわが国保険学界では、保険の本質をめぐって華々しい論争が行われた。論争のポイントの一つに、民間の保険と明らかに異なる社会保険をいかに含めるか（保険に含めないという考えも入る）という点があった。一方、保険本質論で保険の必須の要件が問題とされる場合、ほとんどの論者が指摘したものに、表現はいろいろとあるが、前述の「多数の経済主体の結合」がある。そして、多数の経済主体の結合により、保

険は社会性を有し、保険団体が形成されるとする保険団体論があった。このような伝統的保険学が想定する「社会」とネット社会の「ソーシャル」は明らかに異なる。これは、保険も含めた従来の「リアルな社会」と「バーチャルなソーシャル」の違いである。

それでいて、ネット社会で「ソーシャル」は汎用性をもって使用されるようになり、用語としてはSNSあたりから広がりを見せている。FinTechにもソーシャルは広がり、金融の主要業務である融資に関して、「ソーシャルレンディング」(Social Lending)が登場している。それをInsurTechにも準えて、「ソーシャルインシュアランス」(Social Insurance)と言われる場合があるが、これは見過ごすことのできない用語の使い方である。前述のとおり、「社会保険」という用語は単に保険学の専門用語ではなく、社会保障の中核的制度として根付いた社会保険を指す、専門用語として確立した上で日常用語化している用語である。FinTech、InsurTechに関する考察は、パスワードの多い、近年流行してきた分野であり、まだまだ用語が学術用語の水準になっていないということだろう。いずれにしても、社会保険は重要な保険の一つであり、多数の経済主体の結合を通じて社会性を持つ保険については、ネット社会におけるソーシャルを単にこれまでと用法の違った術語であるとして問題視せずに流すのではなく、保険にとっても重要な人と人とのつながりを示す用語として考察する必要がある。ここでもカギを握るのは、「保険団体」である。そこで、保険団体をキー概念にして保険におけるソーシャルを考える必要があるというのが、仮想現実から来る問題意識である。

これらの問題意識から、今日の保険学は、InsurTech時代の保険学に脱皮することが求められていると考える。そのために保険団体論の復活が求められるのではないか。人と人のつながりをネットワークとし、InsurTech時代の保険学として、保険団体論を保険ネットワーク論として復活・発展させるべきであろう。これが、保険学の方向性に対する問題意識であり、筆者の目指すところである。

2. 保険団体論の栄枯盛衰

芥 [1983] によると、「保険団体」という用語は、田中耕太郎の論文「保険の社会性と団体性」（田中 [1935] に所収、初出は1932年）において鮮やかに分析されたことにより、その後約半世紀にわたって怪しく人を引き付けるマジック・タームであり続けたとのことである（芥 [1983] pp.5-6）¹。しかし、1952年頃から保険団体に対する疑問や批判が登場し、保険取引、リスクが重視され、あるいは、保険がリスクの取引とされ、保険団体論のパラダイムに転換が求められているとする（同p.14）。保険団体論の歴史的役割は田中の唱道によって、保険を行為法の世界から組織法の世界へ推移させたことであるとし、今や振り子の振動は大きく揺り戻され、保険はその行為法たる性質を取り戻したとする（芥 [1983] p.20）。

確かに、米国の保険のテキストがInsuranceからRisk Management and Insurance (RMI) に移行したことに象徴されるように、リスク重視、保険の制度的全体よりも個々の保険取引の次元重視となり、「保険団体」という用語は「リスクプーリング」に置き換わり、死語と化した。わが国もこの動きをフォローする展開となり、芥 [1983] の35年前の議論は、実にこのパラダイム転換を見事に見据えていた。

さらに、米谷隆三の相互金融機関説²を評価し、保険の金融面を重視した見方は（同pp.9-11）、その後のデリバティブの発展で金融、リスクマネジメントにイノベーションが生じ、「保険と金融の融合」などと言われる現象が生じたが、これを先取りした議論ともなっており、その先見性に驚く。

これらの保険学の動向は、保険学における一般性と特殊性の枠組みで考えると、保険本質論偏重に象徴されるわが国保険学の特殊性に対する批判の流れでもある（小川 [2015]）。この流れは方向性としては適切なのであろうが、保険と金融の融合などという過度な一般性、保険と金融の過度な同質性の議論となつて、保険の特殊性へ考察が及ばず、誤った抽象的

1 保険団体は「多数の経済主体の結合」により形成されるが、これに言及する文献が多いことについては、田村 [1979]pp.59-60を参照されたい。

2 芥 [1983]は「相互金融説」としているが、本稿では「相互金融機関説」とする。この名称については、小川 [2015]p.127を参照されたい。

な議論になる危険性がある。全体としての保険制度よりも個別の保険取引、過度なリスク重視でリスク取引をベースとした保険学のパラダイムは、保険団体を形成する多数の経済主体の結合という保険の核心部分が軽視されることになるのではないか。

もっとも、2000年代には保険団体に着目する保険の本質をめぐる議論が登場した。前述のデリバティブの登場等の金融のイノベーションでリスクマネジメントにもイノベーションが生じ、ART (Alternative Risk Transfer) 等の保険類似のリスクファイナンス手段が登場し、保険との線引きが、特に法規制との関係で問題となった。このような状況において、伝統的な保険本質論の考察とは異なる、実践的な法的要請に関心をもって保険の本質、厳密には法規制を意識して保険の定義を巡る議論が登場した。

米山高生は、こうした議論の中で優れた議論として古瀬 [2006]、吉澤 [2007] を取り上げ、いずれも保険の特徴を「仕組み」に求め、リスクの集積がリスクの分散を実現するとしている点で保険団体を前提とした議論になっているとする点を問題とする (米山 [2008] pp.62-63)³。これらの見解を保険団体の存在で収支相等の原則が達成されるとの見解、すなわち、保険団体の存在＝収支相等の原則を暗黙の前提とする見解とする。しかし、この前提に立たずにリスク移転を単に手段として捉え、保険需要側から保険の仕組みを導出することを小さなパラダイム転換として提案する (同 pp.64-64)。

米山は21世紀のわが国保険学界をリードする研究者の一人であり、20世紀の伝統的保険学に対して、筆者が「リスク重視の保険学」と呼ぶ大きなパラダイム転換を起こしている (小川 [2015] pp.270-272)。その流れは、急速に実務にも普及していったファイナンス論を援用しつつマクロ (制度) よりもミクロ (市場取引)、保障よりもリスク・金融を重視する20世紀末に生じたわが国保険学の一般性志向を徹底させる流れである。リスク

3 米山 [2008] では「保険集団」という用語が使用され、「保険団体」は使用されていない。本稿では、「保険団体」に相当する用語は「保険団体」という用語に置き換えて論述する。

重視の流れの中で、法規制を意識した保険の定義の議論において、伝統的保険学が重視した保険団体を復活するような見解もみられたが、これらもリスクに引き付けて考察している点において、芥の言うパラダイム転換後のパラダイムの中にいるという点では、リスク重視の保険学と同根である。そのため、伝統的保険学との関係では一見パラダイムの再転換に見える保険団体重視の見解と米山の見解とに大きな差はなく、そのため提案されたのは「小さな」パラダイム転換だったのだろう。リスク保有者がリスク移転をするための契約を出発点にし、そうすることで保険者も契約者が拠出する資金の管理者ではなくリスク移転者から引き受けたリスクを制御する主体になるとする（米山 [2008] p.72）。この点において、伝統的保険学に対する保険者不在の批判に通じる。

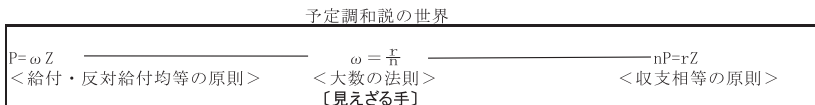
田村 [1979] は、伝統的保険学において重視される保険本質論に立脚する保険経済学を「本質論的」保険経済学として、加入者のみが主体として現れ、保険者は無視されていると批判する（田村 [1979] p.73）。それは、保険学説として展開される保険の定義文で使用されることが多い「結合」、「分担」といった表現への批判であり、市場、価格、相互に対立的な消費者と企業、競争しあう企業群といった、通常経済学が意識する存在がないという「本質論的」保険経済学ないしは伝統的保険学に対する批判である。前述の保険団体論の原点ともいえる田中の議論を法学者の間でみられる「保険団体論」とし、経済主体の結合が一種の社会性を帯びたものと観念することで、保険者を「世話役」、「受託者」と規定し、「加入者」は保険団体全体の利益に従属すべきものとする批判する。

主体的な保険者が登場しない点に着目すると、それは米山の批判にあるように、保険団体の存在が収支相等の原則の達成を意味することで保険者を必要としなくなるからである。そして、そのような主体的な保険者不在の保険学は、多様な保険の運営主体・経営主体（保険者）の存在という保険の最大の特徴の一つの説明を放棄するという問題を孕むという点において致命的であり、保険学を著しく特殊なものとしている。田村の批判の核心は、保険学における一般性と特殊性の正に特殊性にあるのではないか。

そして、保険団体論は致命傷を負い、パラダイム転換がなされ、死語と化し、葬り去られたのではないか。

ここで収支相等の原則を確認しておこう。図表5で考える。図表4でみたように、保険は<多数×少額>の貨幣 (nP) を<少数×多額>の貨幣 (rZ) に転換 ($nP \rightarrow rZ$) する制度である。端的に言うと、 $nP=rZ$ のキャッシュフローを作り出している。 $nP=rZ$ が「収支相等の原則」である。いま、式を変形して $P=\frac{r}{n}Z$ とし、 $\frac{r}{n}$ を ω とすれば ($\omega=\frac{r}{n}$)、 $P=\omega Z$ となる。これが「給付・反対給付均等の原則」であり、この2つの原則が保険の二大原則である。実際の保険を意識して時間を考慮すると、図表5から、 $P=\omega Z$ の保険料で保険取引を行い、 $\omega=\frac{r}{n}$ が成り立つと、 $nP=rZ$ が導かれる関係となる。 $nP=rZ$ が成立すれば保険は成立するから、カギを握るのは $\omega=\frac{r}{n}$ である。時間を考慮した世界では、 ω は保険料の算出に使っている危険率であるから、危険率の予測値といえる。 $\frac{r}{n}$ は n 人の保険加入者と保険取引を行い、そのうち r 人に保険事故が発生したので $\frac{r}{n}$ は保険事故発生率=危険率の実績値である。 ωZ は危険率という確率にその確率で支払う保険金という金額を掛けているので期待値を意味する。したがって、 $P=\omega Z$ は保険料が保険金の数学的期待値であることを示す。以上から、保険金の数学的期待値で保険料を徴収し、危険率の予測値と実績値が一致したならば、全体の収支・保険は成立するととなる。保険の二大原則を $\omega=\frac{r}{n}$ が結び付けている形である。

図表5. 保険原理



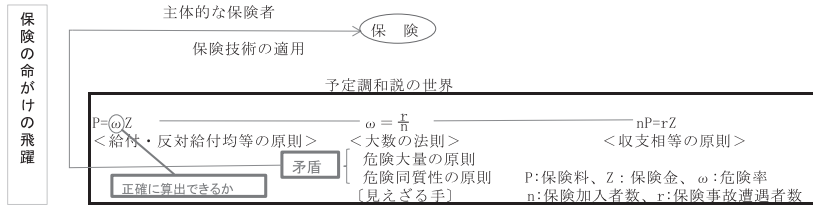
(出所) 筆者作成。

それでは $\omega=\frac{r}{n}$ はどうしたら充足されるのか。ここに大数の法則が応用され、個々には発生確率がわからない危険でも同質の危険を大量に観察すれば、発生確率がわかるというものである。これは、米山の言う通り、予

定調和の世界である。スミス（Adam Smith）は、「各人が利己心に基づいて行動しても見えざる手に導かれて社会全体の利益となる」という予定調和説を展開したが、大数の法則が保険の二大原則を結ぶ姿にも当てはまる。すなわち、「各人が利己心に基づいて給付・反対給付均等の原則に従って保険料を支払っても、（見えざる手に相当する）大数の法則に導かれて、（社会全体の利益に相当する）保険の収支・保険が成り立つ」となる。

これは、どのような仕組みで保険の助け合いキャッシュフローが生じているのかを説明する保険原理である。給付・反対給付均等の原則から支払われる保険料が保険金の数学的期待値なので、自分の危険の大きさに応じた保険料を支払うということで応益負担であり、保険取引が等価交換であることがわかる。保険料に慈善性はなく、応益負担であることから、保険は優れて個人主義的制度であることがわかる。また、通常保険に入るも入らないも自由ということで保険には自由主義も反映し、保険取引を行う（行わないという判断を含めて）上で最小の費用で最大の効果という経済合理性が他の売買取引と同様に判断基準とされるから、合理主義も反映している。つまり、予定調和説の世界から見えてくる保険の性質は、個人主義・自由主義・合理主義で相互扶助と全く逆である。助け合いキャッシュフローで「見在目相互扶助」であるが、そこに流れている原理は全く逆の資本主義的原理である。この保険の性質こそが、経済的保障制度としての保険の本質である。予定調和説の世界は、保険者不在で大数の法則が見えざる手となっているが、大数の法則を応用して実際に保険企業の運営・経営を行うのは保険者である。したがって、保険の本質が、あるいは、予定調和説の世界が、単純に現象しているわけではない。土台の社会＝資本主義社会の経済的保障制度として、保険の本質は社会的に規定されているが、それがそのまま現象するわけではないのである。この点について、図表6で考えてみよう。

図表6. 主体的な保険者の存在

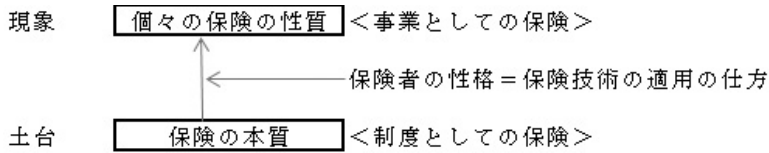


(出所) 筆者作成。

保険料は保険金の数学的期待値というが、そもそも正確な ω の算出は可能なのだろうか。また、大数の法則が成り立つためには、危険同質性の原則、危険大量の原則が前提とされるが、ここには量と質の矛盾が生じ、大数の法則の適用も簡単ではない。こうした問題を抱える予定調和説の世界から現実の保険は、「商品の命がけの飛躍」ならぬ「保険の命がけの飛躍」により成立する。それは、主体的な保険者が保険技術等を駆使して、保険事業を運営・経営することによって個々具体的な保険が成立すること、現象することを意味する。図表6で示されるように、予定調和説の世界から命がけの飛躍をして保険は成立する。主体的な保険者が登場し、決定的に重要な役割を果たしている。図表7として、保険者を中心にして考えてみよう。

図表7で示したように、土台に制度としての保険の本質があり、それがそのまま現象するわけではない。事業として保険者によって運営・経営されることによって個々具体的な保険として現象するのである。そこに主体的な保険者を把握しなければならない。したがって、主体的保険者の下で保険団体が形成されることとなる。ここに、伝統的保険学における保険者不在の保険団体論を批判的に継承し、保険団体を主体的な保険者の存在を前提とした図表4の保険制度で示される中央集権的なネットワークとして把握する。

図表7. 事業としての保険、制度としての保険



(出所) 筆者作成。

保険団体論の復活にもみえる先の古瀬、吉澤の議論は、デリバティブ等と保険の違いを法的に明確にするという現実的課題に対して、その違いを多数の経済主体の結合の有無に求めたということである。たとえば、保険とオプションを比較すると、保険をプットオプションの一種とする見解があるほど両者は類似しており、その決定的違いとなれば、オプションは1対1の取引で完結するのに対して、保険は同様な取引・契約を多数行うという大数の法則を応用するという点である。そして、この違いの視点は、買手・消費者・保険加入者・保険契約者の視点ではなく、売手の視点であることに注意しなければならない。

いま、売り手に注目してオプション・ディーラーと保険者を比較すると、両者の違いは端的にヘッジ方法に現れる。前者は個々の取引がその都度全体としてどのようになるか（同様のポジションがあつてポジションが増加する、あるいは、反対ポジションがあつてそれを相殺することになるといったこと）をチェックした上で、個々の取引に対してデルタ・ヘッジを行うなどであろう。いずれにしても、全体のポジションをチェックするがヘッジは個別の次元で完了する。この場合、保険のようにリスク処理方法として大量な取引を指向するというのではなく、あくまでも、業者として、マーケットメーカーとして、顧客のあらゆる取引に対応するようにするに過ぎず、リスクヘッジとして大量性の指向はない。個別のポジションに対するヘッジが基本である。

これに対して、売手・業者としての保険者は、個別の保険取引に対して再保険を行うが、再保険を含めて売手としてのポジション管理は大数の法

則を応用した世界で行われている。大数の法則の応用の世界とは、多数の経済主体の結合を目指す世界であり、保険団体を形成する世界である。

米山は、買手に注目して小さなパラダイム転換を提案したが、注目すべきは売手ではないか。売手に注目して保険団体が形成される世界を想定すべきである。保険団体論に対する批判は、田村にみられるように、保険者を考察外に置くことにあるが、それは米山の言う保険団体の存在＝収支相等の原則達成からも導かれる。このとき、イコールは両辺の関係が瞬時に成立することが前提とされているが、イコールにするために保険者がいると考えるべきだろう。イコールを瞬時に達成されるものとするのではなく、主体的な保険者が保険団体の形成を通じて達成するものとするのである。保険団体は主体的な保険者によって形成されるものと捉えるべきである。保険団体の存在＝収支相等の原則という予定調和説の世界は、資本主義社会という特定の歴史的段階で生成発展した保険の成り立ちを保険の本質という抽象的次元で眺めたものであり、その本質が主体的な保険者による保険運営・経営によって現実の保険として現象している。必要なことは、主体的な保険者を前提とした、保険本質論、保険原理論を中核とするパラダイムではないか。パラダイム転換ということで注目すれば、保険団体論となろう。このパラダイム転換は、保険学における一般性と特殊性の議論において、保険が金融一般に埋没することのないように、その特殊性を意識するという意義を有する。この点において、伝統的保険学の再評価に通ずる。

さらに、しばしば「革命」という用語を使って表現される現代の急激な社会変化に対して、保険団体論が重要となっている。現代の急激な社会変化を「何革命」と表現すべきかは別として、インターネットの存在が土台にあり、バーチャルな世界を中核に進展していると言えよう。バーチャルな世界で人と人を結び付けているのがインターネットに接続するデバイスであり、それがネットワークの接続点（node、ノード）である。ノードはデバイス＝機械であるが、それを操作するのは人間である。だから、ノードのつながり方としてのP2P（Peer to Peer）はP2P（Person to Person）で

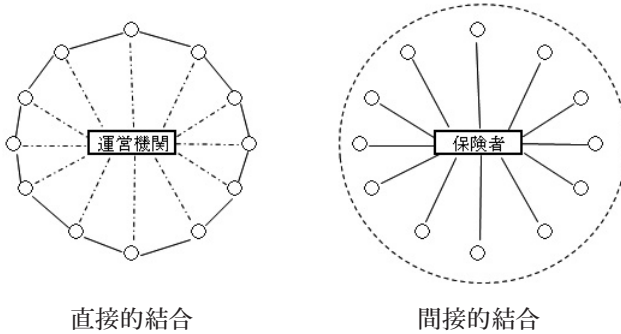
人間関係でもある。それらの関係性、ネットワークが重要である。ネットワークを介して社会関係等各種人間関係が形成される側面があり、保険団体を保険における保障関係という人間関係であるとすれば、今の革命的な変化の考察において、保険団体はキー概念である。

3. 保険団体とネットワーク

多数の経済主体が結合して形成される保険団体により、収支相等の原則が達成される「保険団体の存在＝収支相等の原則の達成」とする保険団体論は、保険者の存在が想定できない誤ったパラダイムである。正しくは、保険者が大数の法則を応用した保険事業の運営・経営を通じて、結果的に多数の経済主体が結合することとなり、保険団体が形成される。保険団体を形成する多数の経済主体の結合方法には図表8のとおり2通りあり（白杉 [1954] pp.27-28、水島 [2006] p.12）、保険者の保険経営として多数の保険取引がなされることで結果的に形成される結合形態であり、この場合保険団体の構成員である保険加入者は保険団体の形成を意識しておらず、保険者の大数の法則を応用した保険経営の結果として、＜多数×少額＞の貨幣を＜少数×多額＞の貨幣に転換するキャッシュフローを把握するために認識することができる。このような結合は間接的結合であり、保険団体は虚構である。資本主義社会において、他分野と同様に保険分野に資本が投下され、近代資本によって営まれる保険における保険団体は虚構である。

これに対して、予め何らかの社会的関係で結ばれている集団が経済的保障を得るために保険に加入できるようにと自己を構成員として保険者を組織し保険事業を実施するとなれば、既存の社会集団が保険団体となり、保険者は社会集団の構成員によって構成されるので、保険者の構成員が保険団体の構成員を兼ねることになる。この場合、保険者と保険加入者を兼ねることで、お互いが保障しあっている関係となるため、「相互保険」とよばれる。相互保険にはお互いが保障しあっている＝保険の相互性、直接的結合が看取されるが、間接的結合の保険団体の保険には保険の相互性はみられない。

図表 8. 多数の経済主体の結合形態



(出所) 水島 [2006] 図1-2、p.12。

ところが、この保険の相互性をすべての保険が有するとする、すなわち、保険の本質として相互性を主張する論者がいる。そして、相互性＝相互扶助性とし、保険は相互扶助であるとの保険相互扶助制度論となっている。このような主張として、相互保険の古典的名著である野津 [1935] がある。野津 [1935] では、「保険という制度は保険せられる者の相互間に於いて災害に対し相助けることを本来の目的とするもの」(野津 [1935] p.1) とし、そのため道徳思想と密接な関係を有し、このことが「相互扶助」の道徳的精神に基づき「相互扶助」の形態を保つところの相互保険には一層の強い理由で認められるとする(同p.1)。相互保険は、それを営む経営形態に関わらず、協同組合的団体により発達し、相互会社は性質上協同組合に属するとする(同p.32)。

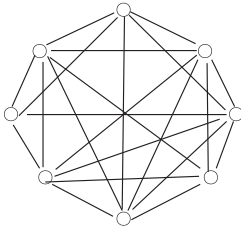
これは、保険団体による人と人の結びつき＝ネットワークを「お互い様の保障関係」として、保険者を排除したネットワークと捉えることになるのではないか。それは、保険の相互性を図表2のように互いがつながっているとして、独立した保険者の存在を想定しない純粋P2P型のネットワークとして把握することを意味するのではないか。この保険ネットワークを相互保険のみならず、保険一般に当てはまるとして、本質的なものとする。保険団体の存在＝収支相等の原則達成との考えである。しかし、保険の相

互性とはお互い様の保障関係であり、前述のとおり、保険者と保険加入者を兼ねることによって発生する。したがって、相互保険に限られる。そして、相互保険であっても、保険者が主体的に保険事業の運営・経営にあたらなければ、組織として成り立たないだろう。保険者が組織・運営体として成り立たないとは、事業が成立しないということであり、保険が成立しないことを意味する。

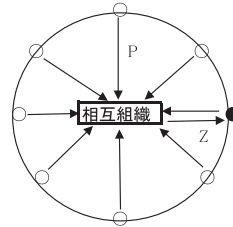
ネットワークの形態に引き付けて考察するのは、人間関係を問題とすべきだからである。野津のように保険一般に保険の相互性を認める主張は、人間関係を無視してただキャッシュフローをみて、助け合いキャッシュフローはお互い様キャッシュフローにもなっているので、保険相互扶助制度論と同じくみたままを描写している保険学における天動説に過ぎない。問題とすべきは、ネットワーク、人間関係である。

図表9. 相互保険の結合形態と保険団体

相互保険の結合形態



相互保険の保険団体

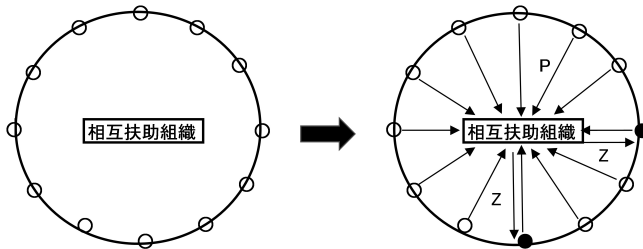


(出所) 筆者作成。

保険団体を構成する集団の保障関係と社会関係が未分化の相互保険においては、図表9のように保険団体は実線で結ばれた直接的結合となるが、中央に保険者が位置して、ネットワークとしては中央集権的な形となる。虚構の保険団体と同じように、保険者に集積された保険資金から保険金が支払われることに変わりはない。保険金の確実な支払いという点だけでも主体的に保険者が事業の運営・経営に当たらなければ不可能であろう。事業

としての保険の運営・経営で、既存の社会関係に規定された保険の運営・経営の仕方が取られる可能性がある。そのような運営・経営の仕方として、図表10のように直接的結合として実線で示される社会関係の相互扶助組織の構成員が相互保険を実施する場合、保険は相互扶助といえる性質を帯びるのではないかと。しかし、この場合保険が相互扶助性を帯びるのは、保険が本質的に相互扶助であるからではなく、保険者の性格や保険事業の運営・経営の仕方により生じていると考えるべきである。したがって、保険は本質的に相互扶助にあらず、しかし、相互扶助の保険は存在するとなる。

図表10. 相互扶助の保険



(出所) 筆者作成。

次に、相互保険の保険者と相互扶助との関係を掘り下げるために、協同組合と相互会社について考察する。前述のとおり、野津 [1935] は、相互会社を協同組合に属するとする。MCCOs (Mutuals, Cooperative, Community Based Organizations、相互会社、協同組合、地域社会組織) として、相互会社と協同組合を同一範疇に含めるIAIS (International Association of Insurance Supervisors、保険監督者国際機構) の見解と一脈通ずるが、IAISは野津のように一方が他方に含まれる関係とはしていない。繰り返すが、保険者と保険加入者を兼ねるという保険の相互性は、保険団体の保障関係と社会関係が未分化の直接的結合ということから生ずる。この社会関係が、協同組合の場合は、社会運動の側面を持つ。それは、協同組合は、小規模生産者や消費者 (消費する主体面からみた労働者等経済的

弱者)が経済活動の相互扶助ないし経済的地位の向上を目的として作られた社会運動組織であるからである。資本主義社会の階級関係から生まれる人間性阻害、貧困に弱者が対抗する社会運動体であり、協同組合員は相互扶助によって結ばれている。したがって、協同組合の社会関係は互助といえる。そのような協同組合が保険事業を行えば、協同組合の属性である相互扶助が協同組合保険に反映することとなろう。したがって、保険そのものは相互扶助ではないが、協同組合保険は相互扶助である。

相互会社の保険はどうであろうか。相互会社が協同組合に含まれるとするならば、相互会社の保険も相互扶助となろう。その点を確認するためには、相互会社の社会関係をみれば良い。相互会社は保険を求める人々が保険に加入するために自らを構成員とする相互保険のための会社＝相互会社を設立することにより成立するから、その社会関係は保険を求めるという同じ目的により構成される。予め別の目的によって、もしくはより高次の目的によって結ばれている社会関係をもつ団体が保障関係として保険団体を形成する相互保険に対して、相互会社は予め別の目的も、高次の目的もなく、あるのは自分が加入するための保険会社を設立するという点だけである。すなわち、相互保険を行うことだけが目的であるから、目的が一つであるという点において、相互会社は純粋に相互保険を実現する組織といえる。これに対して、協同組合は相互扶助の一つとして保険も行うという点で、相互保険を行う組織として純粋ではない。保険団体に引き付けると、相互会社の場合は保険団体を形成する構成員の社会関係は保険団体を形成するというただ一つの目的しか有さないという点で純粋なのである。したがって、相互保険の運営主体の細分類において、相互会社は協同組合に含まれるのではなく、保険団体が純粋か純粋でないかを基準に分類されるべきなので、別範疇と把握すべきである。

Barouが弱小な運営主体として相互保険組合を念頭に置きながら、(相互保険組合の提供する)相互保険は協同組合保険の発達不十分な形態であるとするのは(Barou [1936] p.103、水島監修 [2008] p.109)、相互保険組合の純粋性が社会関係を築くには脆弱で原始的なものであると考えたから

であろう。この指摘はその通りであると考えるが、相互保険組合・相互会社の純粋性を相互保険を提供する経営体の発展段階として捉えるのは、相互会社の現実を直視すると不適切なのではないか。発展段階的に捉えるのではなく、その純粋性による弱さから、現実には主体性ある保険者を設立できず、したがって保険団体を形成できず、相互保険として、保険として成立し難いと捉えるために、相互会社と協同組合は相互保険の運営主体としての細分類においては、前述のとおり、別範疇とすべきであろう。

仮に史実として、この脆弱な社会関係に基づき相互保険組合が設立されたとしても、保険経営の安定をもたらすほどの広がりを見せた保険団体の形成は不可能であり、経営体としては短命に終わっているのではないか。ここで想定すべき保険は、こうしたいわば過渡期の不安定な原始的保険ではなく、保険者が継続企業として存続する近代保険でなければならない。Barouの想定する相互保険組合は、近代保険の担い手とは言えないだろう。

そもそも、組合形態であろうと、会社形態であろうと、純粋に相互会社を通じて相互保険を形成する目的は何か。それは、実費原則に象徴されるように、保険株式会社の株主配当のような余計な負担を必要とせず、保障のための負担のみ、必要最小限の実費で保険を行うことにあるのではないか。「相互保険は、保険システムを運用する者の搾取を廃し、必要最小限の実費で保険を行うことをその目的とする」（大塚 [1983] p.65）との指摘は、相互保険の本質を端的に示している。重要な点は、この目的自体は経済合理性を示すに過ぎず、この目的に沿って形成された保険団体には、お互い様という意味の相互性はあっても、相互扶助性はない。この目的に沿って相互会社を設立するために社会関係を築き、その社会関係に基づき相互会社を設立して保険加入者となって保障関係も結ぶ、その結果として保険団体が形成されるが、保険団体を形成する社会関係と保険団体が形成されたことによって成立する保障関係は、構成員が保険者と保険加入者を兼ねるという点で協同組合と同じである。直接的結合の保険団体であるが、そこには相互性はみられても、相互扶助性は当初から予定されていない。経済的弱者に相互保険ニーズが生じ、そのニーズを充足するために経済的

弱者が一人一人の弱い力を補うために相互扶助で結びつき、社会関係を持ち、その社会関係に基づいて保険団体が形成されるならば、協同組合保険と同様の相互扶助の保険となる。

しかし、自然発生的にこのような社会関係を結ぶというのは困難であろう。協同組合の場合は社会運動という力が働き、それが各種の事業を展開させ、その一つとして保険事業も展開されることになるのに対して、相互会社にはこのような力は予定されていない。したがって、協同組合の社会運動に匹敵するような力が働かないと相互会社は成立しない。そのような力は、土台の社会の状況による。

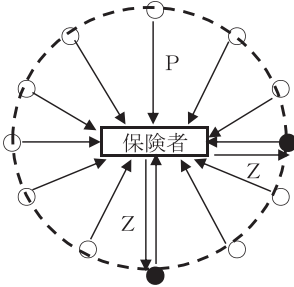
保険に加入するためには、保険料が必要であり、保険料の支払い能力がなければ、保険から排除されることになる。こうした保険における社会的排除が、前述の協同組合運動の契機となった資本主義社会の特徴、すなわち、資本主義社会の階級関係から生まれる人間性阻害、貧困に結び付き、協同組合運動と同様に経済的弱者の保障を求める社会運動に昇華して展開されれば、協同組合・協同組合保険と相互会社・相互会社の保険は、社会運動という点で同じである。この場合は、保険相互会社は保険株式会社に対するアンチテーゼにも成り得る。しかし、現在の海外企業を積極的に買収しているわが国の相互会社や1990年代に欧米で活発になった脱相互会社化・株式会社化の動きからは、相互会社にアンチテーゼ的な位置づけや相互扶助を見出すことはできない。協同組合のようにより高次の目的、したがって、組織としての軸となるようなものが相互会社にはない。ただ保険に加入するために保険会社を作るという点で社会関係が形成され、その社会関係と未分化に保険会社を設立して保障関係を構築するというのが、理論的にはあり得ても、現実的には困難であるだろう。それではなぜ相互会社が保険株式会社と並ぶ保険企業形態として定着したのか。

近代保険成立の担い手は近代資本であり、継続企業による保険事業により保険は社会に定着していった。しかし、近代資本による営利保険のみで社会の経済的保障ニーズが充足されず、深刻な矛盾を抱えることになるため、前述の経済的弱者の保険として非営利の保険も登場する。相互会社が

提供する相互保険は非営利であるが、保険資本が有利な経営形態として選択したのではないか。保険事業の特殊性として、前払確定保険料方式から予め売上高として保険料が入り、後に最大の原価である保険金の支払いが生じるという「価値循環の転倒性」（水島 [2006] p.18）があるため、保険資本はミニマムに出来る。したがって、保険資本の役割は担保資本ぐらいとなり、特に危険率の偏差が小さい生命保険事業の場合は、担保資本の要請も小さい。かくして、保険事業においては自己資本の調達は重要ではないので、自己資本調達力に劣る相互会社でも会社形態として問題はない。それどころか、株式の買占め等による会社乗っ取り防止に相互会社は適している。これら保険事業の特性、相互会社の特性から、近代保険資本が有利な経営形態として採用したに過ぎないのではないか。すなわち、相互会社形態は、手段として採用されたに過ぎないと考える。社会運動でも社会関係に基づくものでもない。だから、1990年代に欧米で金融コングロマリット化の動きが生じ、保険会社にとって自己資本調達が重要となり、合併等において相互会社が不利な組織に成り下がると、脱相互会社化・株式会社化の動きが生ずることになったのではないか。この動向におよそ相互会社がどの程度の信念で設立されているかが、よく表れているのではないか。

相互会社の保険加入者が会社の社員とされ、保険加入者と保険者を兼ねることで相互性を持っていても、保険加入者に社員になるという自覚はなく、形式的な相互性を有するに過ぎない。したがって、図表11のように相互会社の保険の保険団体は、成員自治が形骸化して、間接的結合の保険株式会社の保険団体と変わらない、会社保険の保険団体と把握できる。そのネットワークは、相互性のネットワークとは裏腹に、実態は中央集権的である。

図表11. 会社保険の保険団体



(出所) 筆者作成。

以上の相互保険、相互会社・相互会社の保険と協同組合・協同組合保険の比較、これらの大前提としての筆者の保険の相互扶助観は、基本的に小川 [2008] と変わらない。ただ、InsurTech時代の保険学が求められるとの認識のもと、図表2、3で示したようなネット空間のコンピュータ・ネットワークと保険団体の比較に基づいた考察としている点が異なる。ネットワークを意識しないと、有効な分析ができない時代となってきているのではないか。

4. 保険ネットワーク論

先に大塚 [1983] から引用しつつ、保険システムを運用する者の搾取を廃し、必要最小限の実費で保険を行うことを相互保険の本質であるとした。しかし、この目的を体現するための保障関係・ネットワークの構築には構築するための力が必要であり、協同組合は社会運動として協同するという社会関係が力となり、保障関係を構築して協同組合保険を成立させるのに対して、相互会社は必要最小限の実費で保険を行いたいという想いで社会関係が結ばれ、それに基づき相互会社を設立して保障関係を結ばなければ成立できない。実費で保険を行いたいという想いが相互会社を成立させる力になるとは到底考えられず、近代保険生成の担い手である保険資本が手段として相互会社形態を選んだことで、相互会社が生成発展したとした。

この論理立てにおいて、伝統的保険学の保険団体論を主体的な保険者を前提とした保険団体論として復活させ、それを保険ネットワーク論として発展させるべきである。特に、ブロックチェーン技術によって、今後は仲介者排除が進むと思われ、ネットワークが大いに注目されるからである。

ブロックチェーンは、周知のとおり、仮想通貨ビットコイン（Bitcoin）の技術として注目された分散型台帳技術である。しかし、この技術は汎用性を持つため、様々な分野での応用が目指されている。ブロックチェーンは仲介者を排除する技術であるので、プラットフォームも排除して、純粋なP2Pを可能とする。この技術が今後どのように応用されてそれぞれの分野のネットワークをいかに変化させるかが注目されるが、保険も例外ではない。こうした事態をフォローするのもInsurTech時代の保険学の課題の一つであろう。

保険団体はコンピュータ・ネットワークと類似している。様々な取引、経済活動がインターネットを通じて行われるネット社会では、ネットワークに基づく分析が有効な場合が多く、多数の経済主体の結合＝保険団体の形成を必須のものとする保険においては、保険団体論が有効である。ネット社会を基盤にInsurTech時代を迎えた保険において、保険団体論を単純に復活させるのではなく、InsurTech企業を含む主体的な保険者の存在を視野に入れた人間関係で成立する保険取引、保険制度の分析を行うものとして、保険団体論を保険ネットワーク論へと発展させるべきだろう。保険ネットワーク論を提唱する所以である。

参考文献

- 芥潤一 [1983] , 「保険団体の虚と実」 『損害保険研究』 45(3)、pp.5-23。
Barou,Noah [1936] ,*Co-operative Insurance* ,London P.S.King&Son,Ltd. [水島一也監修 [1988] , 『協同組合保険論』 共済保険研究会] .
古瀬政敏 [2006] , 「保険業法上の保険業と保険デリバティブ」 『生命保険論集』 156、pp.1-53。

IAIS [2017] ,Application Paper on the Regulation and Supervision of Mutuals ,
Cooperatives and Community Based Organizations in Increasing Access to
Insurance Markets, September 2017.

水島一也 [2006] ,『現代保険経済』第8版、千倉書房。

Nakamoto,Satoshi [2009] ,Bitcoin : A Peer-to-Peer Electronic Cash System.

野津務 [1935] ,『相互保険の研究』有斐閣。

小川浩昭 [2008] ,『現代保険学——伝統的保険学の再評価』九州大学出版
会。

—— [2015] ,『保険学における一般性と特殊性』九州大学出版会。

大塚英明 [1983] ,「保険相互会社概念の再構成（1）」『損害保険研究』
45(3)、pp.63-105。

白杉三郎 [1954] ,『保険学総論』再訂版、千倉書房。

田村祐一郎 [1979] ,「保険本質論と生保史における保険加入者」『保険学
雑誌』485、pp.52-82。

田中耕太郎 [1935] ,『商法研究』第2巻、岩波書店。

米山高生 [2008] ,「保険の仕組みと保険の定義——保険集団の存在を前提
とした諸説の再検討をとおして」石田重森編『保険学のフロンティア』
慶応義塾大学出版会。

吉澤卓也 [2007] ,「保険の仕組みと保険契約法」『損害保険研究』69(1)、
pp.119-149。

(2018年9月稿)

